



平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

控訴人 関西電力株式会社

被控訴人 松田正 外165名

### 証 拠 説 明 書

平成26年7月11日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階

きっかわ法律事務所（送達場所）

電 話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

控訴人訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



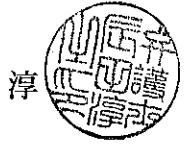
弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田

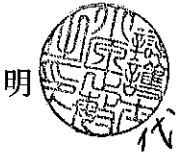


弁護士 今 城 智



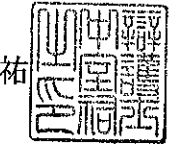
〒105-0004  
東京都港区新橋2丁目4番2号 新橋アオヤギビル7階  
山内喜明法律事務所

控訴人訴訟代理人 弁護士 山 内 喜



〒530-8270  
大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社

控訴人訴訟代理人 弁護士 中 室



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
乙 43	平成 24 年度 地質関連事象の時間 スケールに応じた不 確実性の検討	写し	H25. 3	独立行政法人 産業技術総合 研究所 深部地質環境 研究コア	日本列島に周囲からどのよ うな力がかかっているかを 示す広域応力場に関して、西 南日本全体の断層活動は、東 -西方向の圧縮軸をもつ応 力場で、約 50 万年前から大 きくは変わっていないとさ れていること
乙 44	東北電力株式会社女 川原子力発電所にお いて宮城県沖の地震 時に取得されたデー タの分析・評価及び 同発電所の耐震安全 性評価に関する検討 結果について	写し	H17. 12. 22	原子力安全・ 保安院	宮城県沖の地震において、周 期によって女川原子力発電 所の基準地震動の応答スペ クトルを超えることとなっ た要因は、宮城県沖近海のプ レート境界に発生する地震 の地域的な特性によるもの と考えられる、との東北電力 株式会社の分析・評価につ いて、原子力安全・保安院が 妥当なものと判断している こと
乙 45	福島第一原子力発電 所事故 その全貌と明日に向 けた提言 -学会事故調最終報 告書- (抜粋)	写し	H26. 3. 11	一般社団法人 日本原子力学 会 東京電力福島 第一原子力発 電所事故に関 する調査委員 会	日本原子力学会が、他の各事 故調の検討結果も踏まえ、最 新の情報に基づいて取りま とめた報告書においても、東 北地方太平洋沖地震の地震 動による、福島第一原子力発 電所の安全機能に深刻な影 響を与える損傷はなかった と判断されていること
乙 46	中部圏・近畿圏の内 陸地震に関する報告 (抜粋)	写し	H20. 12	中央防災会議 「東南海、南 海地震等に関 する専門調査 会」	中央防災会議の専門調査会 が取りまとめた報告におい て、活断層が地表で認めら れない地震規模の上限につ いて、M6.9を想定するとさ れていること

乙 47	大飯発電所 3号機及び4号機のアクセスルートについて	写し	H26. 2	控訴人 (1 審被告)	<p>本件発電所のアクセスルートにおいて、盛土及び堆積層が最も厚く分布する箇所でも、液状化及び揺すり込みによる不等沈下量は最大 30cm 程度であり、段差が生じても容易に解消できることから、可搬式設備の運搬やアクセスルートの利用に関して埋戻し土が支障となることはないこと</p>
------	----------------------------	----	--------	----------------	---